

第3回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月25日(火) 午後13時50分～午後14時10分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 西村 恒男 2番 矢頭 恵造 3番 藤本 賢治 4番 原 泉
5番 山田 政文 6番 欠 席 7番 斧田 孝久 8番 小俣 好三
9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇 11番 安藤 睦美 12番 小俣 英二
13番 三枝 正幹 14番 庄司 有紀

欠席者 6番 平山 正幸委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第8号 保安林の指定に係る農業委員会の意見を求める件

日程第3 報告第2号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 岩村 知哉 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いのおようですので、始めたいと思います。互礼
を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは只今より、令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会長 お集まり、頂きましてありがとうございます。

先日ですけど御坂の山に行って来ました。

丁度桃畑の上の方でした。

既に桃の剪定が終わって、上に登って行ったら硫黄の臭いがしたので
すね、それで下の方でエンジンの音がして消毒をしていたので硫黄で、そ

れで牧丘に知り合いが居まして葡萄はどのようにするのか聞いてみました。

そうしたら2月頃剪定が終わって、4月に1回目の消毒をして、5月に2回消毒をして、6月に3回、それで最初は硫黄の消毒をするそうです。

それで実が付いたらジベ処理が2回、それから摘果をして袋掛けをして葉っぱの消毒をするのだそうです。

それで袋をするのは、葉っぱに消毒をした時に葡萄の房の方にかからないように、それから収穫をしたあとスミチオンで消毒をするそうです。

年に大体13回から14回位、それで使う薬剤は10種類以上だそうです。

そんな事をこの前行った時に聞いて来ました。

今日も案件が何件か有りますけど、よろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会長 本日は、6番平山正幸委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番、藤本 賢治委員、4番、原 泉委員を指名致します。

日程第2 議案第7号

議長 日程第2、議事に入ります。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

人は非常に元気で奥さんも一緒に元気で農業については、大分情景が深い方です。

8月の頃から白菜の種を沢山蒔いて、自分の庭で一生懸命育てるのですね、それを地域の人に分けてやったり、あるいは玉葱についても苗をいっぱい育てて地域の人に配ってやったり、そんな事をやっている方なのでですね、非常に熱心な方であります。

年齢的に言っても高齢になる訳ですが、すこぶる元気で斜面についてもタケノコ 120 キロ目標になんて書いて有る訳ですけど、話を聞いた訳ですけど、出て来るタケノコは孟宗ですから取るのに大変な感じが有るのですけど、それは十分出来ると思います。

2人とも親戚関係に有る者の譲渡と譲り受けになる訳ですが、元気でやっていけそうな感じが有りますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

見に行った日は、3月18日の午前中にそちらの事務局の方と一緒に見学をしております。

よろしく、お願ひします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願ひします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願ひ致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第8号

議 長 続きまして、議案第8号保安林の指定に係る農業委員会の意見を求める件を上程します。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号1、議案書の4ページ、5ページの地図と6・7ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、○○○○○○○○○○番外○筆、地目は畑で面積は併せて○○○○㎡です。

この案件につきましての事業概要ですが、県が行う事業です。

大月市〇〇〇地内を流れる一級河川〇〇川の支流に位置する溪流で、保全対象には国道及び〇〇〇地区が含まれる防災上重要な流域であります。

近年の台風等の影響により溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全するための事業となります。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員 3月18日一寸所用にて行けなかったもので、3月22日の土曜日に現地を確認致しました。

場所は、取り付け道路はですね、〇〇〇の南側に〇〇が有って、そこからでなければ入れないと思うのですが、そこから入って行くと奥の方に林が有ると思うのですが、畑が3筆と言うか3件分有ったという事なのですが、この場所で畑をして作物を作っていた場所とは思えないような場所です。僕も行ったのですが。

あと、同意書の方にそれぞれの印鑑が押してあるので問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

原委員。

原委員 今回の保安林の指定に対して農業委員会の意見を求めるという事なのですが、これは農業委員会に意見を求めるのは法令みたいな事で決まっているのでしょうか。

事務局 私の知る限りですと、農業委員会に諮るという事で県の方から依頼が来ております。

原委員 だからそれは法令かなんかで、条例とかそういう物で決まっているからかけているのだという事になるのかな、どう思いますか。

事務局 そうだと思います。

分からないので、そこらへんはまた確認を致します。

議長 他に有りませんか。
他に無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第3 報告事項

議長 日程第3、報告事項を議題と致します。
報告第2号について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告第2号について、報告します。
場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇、令和〇年〇月
〇〇日の許可で宅地拡張です。
現地を確認し転用証明書を発行しました。
以上、報告致します。

議長 この件について何かございますか。
無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第4 その他

議長 日程第4、その他を議題と致します。
委員の皆様から何かございますか。

山田委員 原委員が都留はなんか何時でも農振除外が出来るような話が有ったの
ですが確認した。

岩村課長 農業振興地域を随時見直しで、都留市も1年に1回、大月市も令和4
年度から1年に1回、その前大月市は随時見直しと言うのを数年に1回、
結構案件によっては県の許可が出るまで2・3年を要したものも有ったそ
うですけど、とは言っても今社会情勢の変化で農地から他の用途に変え
たいという需要が有る中、4年度から都留と同様に1年に1回、原委員さ
んからこの随時見直しの随時と言う言葉について、確かに随時と言うの
は日時に制限がない、好きな時に何時でも申請が出来るという意味なの
ですね随時と言うのは、ですから我々何時も5月1日から5月の末迄の
受付期間、それを1年間かけて農業委員皆さんの意見を頂き、県との協
議、農協との協議、公告縦覧あと異議申し立て期間とかやると、やっぱり
1年近く期間がかかってしまいますので、随時見直しと言うよりは、令和

7年度農業振興地域の見直し、1年に1回の開催と言う形ですので、確かに随時見直しと言う表現については如何なるものかと言う、原委員さんからは言われているのですよ、確かにおっしゃられるとおりで随時の意味からすると、何時でも8月に行っても受け付けられるとかというふうに一般的には受け止めるでしょう、ですけれども山梨県の方で随時見直しと言うのを統一しているらしくて、私達広報3月号で7年度5月からの受付と言うのは掲載させて周知させて貰っているのですが、この表記は7年度農業振興地域見直しについてとか表記は可能なのですが、県に報告、農林水産省に報告する時にはこの随時見直しと言う文言で県に報告するという事なので、出来れば随時見直しと言う表現はそのまま残して頂きたいと言うのを県の担当から言われているのですけど、市民の方が混乱を招くという事でしたら、随時と言う表現は改めて、公報でお知らせする際は何年度農業振興地域見直し除外申請の受付と言うような形で、一寸表記は変える必要も有るのかなと考えております。

7年度の農振はもう3月号に載せまして、それは随時見直しと言う表現で掲載はしてあるのですけど、来年度の農振の見直しの受付の広報掲載等については、原委員さんをご指摘頂いたとおり、随時と言う表現をやめて皆さん混乱を招かないような表現で周知を考えたいと思います。

但し山梨県や農林水産省の報告は随時見直しと言う事で報告させていただきますけども、出来れば山梨県からはそこはもう統一して欲しいのだけれども、市民の皆様の周知は名称を変えるかどうかは、そこは市町村の判断で構わないという回答を頂いております。

以上です。

山田委員 これからも1年に1回だけど、随時見直しと言う表現を国に申請する時もしていると、だから本来は、前は随時でなかったのが随時になったというのは、数年に1回と決まっているのかな。

岩村課長 特にこれ農業振興地域の除外と言うのも、農業振興地域除外に関する法律と言う法律がございまして、除外をするにはこういう手順が必要ですよ、で公告も30日設けなさいとかそういうのは決められてはおるのですけど、何年に1回必ずやりなさいとかと言う処までは決められており

ません。

三枝委員 例えば2週間ごとに発令された時に2週間後このスパンでずーと色々な計画が進んで行くのが随時だと思うのですよ。

だけどそれを5月から出してきて7月頃纏めて何件をドーンとスタートさせて1年かかるよと言う話で、1年後やるのは随時でなくて1年に1回だと認識するけれども、でもそれは、山梨県は随時というふうに、前は1年に1回ではなかったのですよね、大月でも3年とか4年に1回しかやってくれなかったでしょ、無い時はやる必要がない。

原 委員 大月市は、前は今のよう形ではやってなかったと、前は需要と供給じゃあないのだけれども、そういう申し出がそんなにはなかったと、というふうな結論で良いのかな。

山田委員 有ったけど、やってくれなかった。

色々有って、要求性が有って今1年に1回になった。

小俣(英)委員 随時受け付けますと言っておきながら、1年かかるから逆に誤解を招くのではないかな。

5月に出した30日までが今年度の農振の見直しの期間でありますというふうにした方が。

岩村課長 そこは公報の周知の仕方が、今、おっしゃられるような表記に変えたいなと思っています。

議 長 他に何かありますか。

矢頭委員。

矢頭委員 来年度の予定は。

事務局 来年度の予定と農地パトロールの用紙は4月の総会の通知の中に入れますので、またご覧頂いて4月の総会にはパトロールの冊子の方を一回徴収させて頂いて、また新たに新しい物をお渡ししたいと思いますのでよろしくをお願いします。

矢頭委員 いつ頃の予定ですか。

事務局 4月の25日の総会でお渡しします。

矢頭委員 総会で渡す。それでは遅いのだよな。

議 長 来月の総会は4月の25日だそうです。

三枝委員 予定を立てて頂きたいです。
原 委員 5月の総会の予定分かりますか。
事務局 今までは、前もって年間のやる日の印刷物をくれたのですが。
議長 5月の23日になります。
議長 よろしいですか。
議長 本日の総会は以上となります。
議長 本日の日程は全て終了致しました。
議長 議事進行にご協力ありがとうございました。
議長 職務代理に閉会をお願い致します。
職務代理 以上を持ちまして、令和7年第3回大月市農業委員会総会を閉会致します。
議長 どうもご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和7年3月25日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年
第3回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会